

身体的拘束等適正化のための指針

合同会社りんごの樹

ホームケアりんご

■事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は利用者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。本事業所では、利用者の人権を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない介護の実施に努める。

1. 身体的拘束は廃止すべきものである
2. 廃止に向けて常に努力を行わなければならない
3. 安易に「やむを得ない」で身体的拘束を行わない
4. 身体的拘束を許容する考え方はやめるべきである
5. 全員の強い意志で「創意工夫」「チャレンジ」をする（ケアの本質を考える）
6. 利用者の人権を一番に考慮すること
7. 福祉サービスの提供に誇りと自信を持つこと
8. やむを得ない場合、利用者・家族の方に対する十分な説明をもって身体的拘束を行うこと
9. 身体的拘束を行った場合、常に廃止をする努力を怠らないこと（常に「0」を目指すこと）

■身体的拘束適正化検討委員会に関する事項

- (1) 身体的拘束を適正化することを目的として、「身体拘束廃止委員会」を設置する。
- (2) 身体拘束適正化委員会構成員： 管理者、サービス提供責任者、訪問介護員等
- (3) 身体拘束適正化委員会は上記構成員をもって構成するほか、その他必要と考えられる職種等（家族、行政、地域包括、民生委員、地域住民、主治医、看護師等）を参加させることができることとする。

※参加が難しい場合は、事前に意見を確認しておくこと

- (4) 身体拘束廃止委員会は、年1回以上開催し、次のことを検討する。
 - ①虐待・身体的拘束等に関する規程及び指針等の整備に関すること。
 - ②発生した「身体的拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているかを確認する。
 - ③虐待又は身体的拘束等の兆候がある場合には、慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
 - ④教育研修の実施（日常のケアの振り返りの機会を持つ等も含む）

■身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- ・新規職員の入職時には、身体的拘束の研修を必ず実施する。
- ・事業所内研修予定に実施月を明記し年1回以上、身体的拘束等に関する教育を行う。

■身体的拘束等が発生した際の報告方法等の方策に関する基本方針

身体的拘束禁止規定

「サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。」

介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように Y 字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢を紐で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開くことのできない居室等に隔離する

身体的拘束等を行わずにケアを行うために（3つの原則）

1. 身体的拘束を誘発する原因を探り除去する

身体的拘束をやむを得ず行う場合、その状況には必ず理由や原因がある。ケアする側の関わり方や環境に問題があることも少なくない。その人なりの理由や原因を徹底的に探り、除去するケアが必要である。

2. 5つの基本ケアを徹底する

以下の5つの基本的なケアを実行することにより、点滴をしなければならない状況や、転倒しやすい状況を作らないようにすることが重要である。

- ① 起きる 人は座っているとき、重力が上からかかることにより覚醒する。目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起こっていることがわかるようになる。これは仰臥して

天井を見ていたのではわからない。起きるのを助けることは人間らしさを追求する第一歩である。

- ② 食べる 食べることは人にとって楽しみ、生き甲斐であり、脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。食べることはケアの基本である。
 - ③ 排せつする なるべくトイレで排せつすることを基本におむつを使用している人については、随時交換が重要である。おむつに排せつ物がついたままになっていれば気持ち悪く「おむついじり」等の行為につながるようになる。
 - ④ 清潔にする きちんと風呂に入ることが基本である。皮膚が不潔であれば痒みの原因になり、そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりすることになる。皮膚をきれいにしておけば、本人も快適になり、また周囲も世話をしやすくなり人間関係も良好になる。
 - ⑤ 活動する（アクティビティ） その人の状態や生活歴にあったよい刺激を提供することが重要である。具体的には、音楽、工芸、ゲーム、体操、家事、ペット、テレビ等が考えられる。言葉によるよい刺激も言葉以外の刺激もあるが、いずれにせよその人らしさを追求するうえで心地よい刺激が必要である。
3. 身体的拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現を目指す
「言葉による拘束」にも配慮をする必要がある。

■身体的拘束発生時の対応に関する基本方針

身体的拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむを得ない場合については下記の運用によるものとする。

指定基準上、「当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体的拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、且つそれらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

※「緊急やむを得ない場合」の対応とは、これまで述べたケアの工夫のみでは十分に対処できないような一時的に発生する突発事態のみに限定される。当然のことながら安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体的拘束を行うことのないよう次の要件・手続きに沿って慎重な判断を行うことが求められる。

1. 3つの要件をすべて満たすことが必要

以下の3つの要件をすべて満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等で確認、検討し、記録しておく。

切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

※「切迫性」の判断を行う場合には、身体的拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体的拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

非代替性 身体的拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

※「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でもまずは身体的拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手段が存在しないことを複数の職員で確認する必要がある。また、拘束の方法自体も本人の状態像などに応じて、最も制限の少ない方法により行わなければならない。

一時性 身体的拘束、その他の行動が一時的なものであること

※「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

2. 手続きの面でも慎重な取り扱いが求められる 仮に3つの要件を満たす場合にも、下の点に留意すべきである。

(1) 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、担当職員、あるいはチームの数名だけで行わず医療職を含めた多職種で身体拘束廃止委員会を開催し、個人的判断では行わないこと。

(2) 利用者本人や家族に対して身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得よう努める。
説明は管理者及び計画作成担当者（介護支援専門員）もしくはそれに準ずる者が行う。仮に、事前に身体的拘束について事業所としての考え方を利用者や家族に説明し理解を得ている場合であっても、実際に身体的拘束を行う時点で必ず個別に説明を行う。

(3) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当かどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。この場合には、実際に身体的拘束を一時的に解除して状況を観察する等の対応をとること。

3. 身体的拘束に関する記録が義務付けられている

(1) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(2) 具体的な記録は「身体的拘束に関する説明書・経過観察記録」を使用する。記録には日々の心身の状態等の観察、拘束に必要性や方法に係る再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、事業所全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。

また、この記録は行政の監査においてもきちんと整備し閲覧できるようにする。

■本指針の閲覧について

本指針は、利用者・家族や関係機関により希望があった場合には、すぐに閲覧できるようにしておくとともに、ホームページで公表する。

■その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束等をしないサービスを提供していくためには、サービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、身体的拘束をなくしていくよう取り組む必要がある。

- ・ 人員が不足していることを理由に安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・ 事故発生時の法的責任問題の回避のために安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・ 認知症高齢者であるということで安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・ サービス提供時、緊急かつやむを得ない場合にのみ身体的拘束等が必要と判断しているか。本当に他の方法はないか検討しているか。

付則 この規程は、令和8年7月1日から施行する。

以上